●●●　　　　　自治会防犯カメラ管理運用規程（例）

【別個型】

１　目的

この規程は、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、　　　　　　　自治会が設置する防犯カメラに関し、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、適正な管理及び運用を行うため、必要な事項を定める。

２　設置台数及び場所

(1) 設置台数　　　台

(2) 設置場所　山陽小野田市

３　管理責任者等

(1) 防犯カメラ及び記録データの適正な管理、運用を行うため管理責任者を次のとおり指定する。

管理責任者

自治会　（役職）　　　　　（氏名）

(2) 管理責任者は、自らが防犯カメラの操作を行わない場合は、適当と認める者を操作取扱者に指定することができる。

操作取扱者

自治会　（役職）　　　　　（氏名）

(3) 管理責任者及び操作取扱者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

(4) 管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラにより撮影された記録データから知り得た情報を決して他人に漏らしてはならない。

(5) 管理責任者は、記録データの漏えい、滅失、棄損又は流出等の防止及びその他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

４　記録データの管理等

(1) 機器の管理

記録装置の保管場所は、 とし、管理責任者が施錠して適正に管理する。同所へは、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(2) 記録媒体の管理

記録媒体を記録装置から取り出した場合は、施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。

(3) 記録データの複写等の禁止

記録データの不必要な複写や加工をしてはならない。

(4) 保存期間

保存期間は、 とする。ただし、管理責任者がやむを得ない事情により特に必要と認める場合は、保存期間を延長することができる。

(5) 記録データの処分

保存期間を満了した記録データは、必要のなくなった記録媒体の粉砕、上書き等により確実に処分することとする。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上で処分することとし、その日時、方法等を記録する。

５　記録データの利用制限等

(1) 記録データは、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。

また、次の場合を除き第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止する。

ア　法令に基づく場合

イ　個人の生命・身体又は財産の安全を守るためなど公共の利益のために緊急かつやむを得ない場合

ウ　捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合

エ　画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合。この場合においては、本人に提供する場合の画像データ抽出及び個人情報保護に基づく画像データ処理等にともなう費用は、請求者本人が負担するものとする。

(2) 記録データの閲覧、提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元確認を行うとともに、「画像提供記録書」等を作成し、日時、相手先、目的、画像の内容等を記録し５年間保存することとする。

６　苦情への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、適切な処置を講じなければならない。

　　　附　則

　この規程は、令和 年 月 日から施行する。